明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第一項の表三七四の項及び三七五の項を次のように改める。

374	削除
375	削除

第一項の表三七八の項及び三七九の項を次のように改める。

378	削除
379	削除

第一項の表五三五の項を次のように改める。

535	削除

第一項の表五八五の項を次のように改める。

585	削除

第一項の表五八九の項及び五九〇の項を次のように改める。

589	削除
590	削除

第一項の表六一三の項を次のように改める。

613	削除

第一項の表六二五の項を次のように改める。

625	削除

第一項の表七一五の項を次のように改める。

715	削除

第一項の表七一七の項を次のように改める。

717	削除

第一項の表七六〇の項を次のように改める。

760	削除

第一項の表七九四の項を次のように改める。

794	削除

第一項の表八四一の項及び八四二の項を次のように改める。

841	削除
842	削除

第一項の表八六一の項及び八六二の項を次のように改める。

861	削除
862	削除

第一項の表八六四の項を次のように改める。

864	削除

第一項の表八七四の項を次のように改める。

874	削除

第一項の表八七六の項及び八七七の項を次のように改める。

876	削除
877	削除

二十一　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇六の項及び一〇七の項を次のように改める。

106	削除
107	削除

第一項の表一二〇の項を次のように改める。

120	削除

第一項の表一四〇の項を次のように改める。

140	削除

第一項の表二四〇の項及び二四一の項を次のように改める。

240	削除
241	削除

第一項の表二四三の項を次のように改める。

243	削除

二十二　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八五の項を次のように改める。

85	削除

第一項の表九一の項を次のように改める。

91	削除

二十三　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二の項を次のように改める。

12	削除